

みんなで作る党
ボランティア規則

第1条（目的）

本規則により、みんなで作る党（以下、党または本党という。）の業務・政治活動に係るボランティアとボランティア活動の基本的事項を定める。

第2条（ボランティアの定義）

本党に於いてボランティアとは、本規則第4条に定めるボランティア活動に従事する者のうち、本規則第8条に定める方法によりボランティア登録を行った者をいう。

第3条（ボランティア活動の原則）

ボランティア活動は、本党の業務ならびに政治活動の一部に携わる無償の活動であり、ボランティアには一定の規律と責任が伴う。

2 ボランティア活動の内容、活動の形態については、党とボランティアの双方が話し合い、ボランティアの要望と自主性を尊重する。

第4条（ボランティア活動）

本党のボランティア活動は以下の4種類に区分し、各区分に応じた活動内容等の詳細はその都度、必要に応じて各分野を所掌する事務局の担当者がこれを定める。

- ①本党の広報・宣伝に関する活動
- ②本党の政務・政策に関する活動
- ③本党の運営・管理に関する活動
- ④その他、本党が必要と認める活動

第5条（本党の義務）

本党は、ボランティアに対し、次の義務を負う。

- ①ボランティアに対し、本規則第4条に定める活動に参画する機会を提供すること。
- ②ボランティアに対し、研修、助言、その他の方法により、成長の機会を提供すること。
- ③ボランティアが円滑に活動を行うことができる環境を整備すること。
- ④ボランティア活動中に於けるボランティアの生命、身体、財産の安全に配慮し、必要な措置を講じること。
- ⑤ボランティアがボランティア活動中に抱える不安、不満、その他ボランティア活動に関する事項について相談し、その解決を図ることが出来る環境を整備すること。

⑥ボランティア活動中におけるボランティアのリスクについて、保険その他の方法により、その軽減、回避を図ること。

⑦本規則その他の本党の決定により定められたボランティアの権利を保障すること。

第6条（ボランティアの権利）

ボランティアは、次の権利を有する。

①第4条に定めるボランティア活動に参画する権利

②本規約その他のボランティア活動に係る事項につき、適正な手続きにより自らの意見を表明する権利

③自発的な意思に反して、役職、責任、活動その他の負担（以下、役職等という。）を強いられない権利（自発的な意思に基づき承諾した役職等に附帯する負担等を除く。）

④自身の能力向上又は成長のため、本党が主催する研修等に参加する権利

⑤ボランティア活動に必要な本党の施設、備品等を適切な手続き等に従って利用する権利

⑥自発的な意思により、本党のボランティア登録を取り消す権利

第7条（ボランティアの義務）

ボランティアは、次の義務を負う。

①本規則その他の党の決定に従うこと。

②本党の風紀及び秩序の維持に努めること。

③本党の名誉又は信用を失墜させる行為又はその恐れがある行為を行わないこと。

④ボランティア活動中に知り得た本党に関する情報については、公知となったものを除き、ボランティア登録中およびボランティア登録終了後に於いても一切漏洩しないこと。

⑤本党の役員及び党員、ボランティア、その他の関係者の個人情報、党首及びボランティア管理責任者の許可がある場合を除いて、本党管轄外に一切持ち出さないこと。

⑥担当した役職を離れる際、もしくはボランティア登録を終了する際は、ボランティア管理責任者が指定した後任者に業務の引継ぎを行うこと。

⑦本党から指示がある場合には、本党の定めるボランティア活動保険等に加入すること。

⑧ボランティアの故意または重大な過失により本党に損害を与えた場合、本党の求めに従い、その損害を弁償すること。

第8条（ボランティア登録）

本党のボランティアになろうとする者は、ボランティア管理責任者が定める方法で、ボランティア登録をしなければならない。

2 ボランティアの登録期間は、登録の日から最初に訪れる3月31日まで有効とし、以降4月1日から1年間ごとに自動的に更新する。

3 本党は、ボランティアになろうとする者が、第5条に定めた義務の履行が困難であると認めた場合またはその他の相当な事由があると認めた場合には、ボランティア管理責任者の判断により、ボランティア登録を拒否することができる。

4 ボランティアは、ボランティア登録にあたって本党に届出た事項に変更が生じた時には速やかにその旨を連絡しなければならない。

第9条（ニックネームの使用）

ボランティアは、ボランティア活動を行う際にニックネームを使用することができ、本名の公表を要さない。

第10条（登録の抹消）

ボランティアは、その自発的な意思に基づき承諾した役職等の業務を行う期間以外の期間に於いて、所定の手続きを行うことにより、任意にボランティアの登録を取り消すことができる。

2 本党は、ボランティアからその登録の取り消しの請求があった場合には、速やかにその登録を抹消しなければならない。

3 本党は、ボランティアが規約等に違反した場合またはその他の相当な事由があると認められた場合には、当該ボランティアの弁明を聴取した後、ボランティア管理責任者の判断により、そのボランティア登録を抹消することができる。

第11条（本規則に定めのない事項の決定と本規則の改定）

本規程に定めのない事項については、役員会がこれを決定する。

2 本規程の改廃は役員会の議決に基づく。

附則

本規則は2023年07月24日に制定し、同日より適用する。

改定履歴

・2023年11月06日改定／同日適用

規則名及び第1条に記載の党名を「政治家女子48党」から「みんなでつくる党」に改訂

政治家女子48党 ボランティア登録フォーム

記入日	西暦_____年_____月_____日	登録日 (事務局記入欄)	
-----	----------------------	-----------------	--

①登録者

ふりがな			
氏名			
電話番号		E-mail	
住所	〒		

②ボランティア活動の内容 (希望)

活動分野	具体的内容
<input type="checkbox"/> 広報・宣伝に関する活動	
<input type="checkbox"/> 政務・政策に関する活動	
<input type="checkbox"/> 運営・管理に関する活動	
<input type="checkbox"/> その他	

※希望する活動分野をチェックしてください。携わりたい具体的な活動内容があれば右の空欄に記入してください。

③ボランティア活動ができる曜日・時間帯

時間帯	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜	祝日	備考
～09:00									
09:00～10:00									
10:00～11:00									
11:00～12:00									
12:00～13:00									
14:00～15:00									
15:00～16:00									
16:00～17:00									
18:00～19:00									
20:00～									

※活動可能な曜日・時間帯に○を付けてください。活動形態等に制約がある場合は備考欄にその旨記入してください。

④仕事・趣味・ボランティアの経験など

--

⑤志望動機

--

⑥ご意見・ご要望等

--